

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

御注意

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

3 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

松崎町長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒									
年 月 日提出			フリガナ										
			氏名又は名称										
			代表者の職氏名印	㊟									
		個人番号又は法人番号											
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日							
受給者番号(整理番号)	フリガナ	氏名	円	円	円	年 月 日							
生年月日	昭和・平成	年 月 日	円	円	円	..							
個人番号													
1月1日現在の住所													
給与の支払を受けなくなった後の住所													

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者指定番号				※市町村ごとに異なります	
宛名番号					
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係			
		氏名			
		電話	(内線)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)		円	
		月分で納入 (月 日納期分) 3. 普通徴収 (理由)		控除社会保険料額 円	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他(特別徴収不可)					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴収予定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定月 日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円
異動者印		.	円	円

相続人の氏名等		
氏名	続柄	
住所		
電話		

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期(例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒		氏名	月割額 円を		
フリガナ			電話	月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称			(内線)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印	㊟		納入書 要 ・ 不要			

【提出先】 〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内301番地の1 松崎町役場窓口税務課課税係

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (退職して一括徴収の場合の記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

松崎 町長 殿 ××年○○月△△日提出		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居所)又は所在地	〒012-3456 00県××市△△1-2-3										特別徴収義務者指定番号	1234		※市町村ごとに異なります								
			フリガナ	カフシキガイシャ マルバツショウジ										宛名番号	1										
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事										連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	人事課人事労務係									
			代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎 ㊟											氏名	特徴 花子									
			個人番号又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	電話	000-000-0000 (内線 123)				
給与所得者			受給者番号(整理番号)	フリガナ	ススキ イチロウ										(ア) 特別徴収税額(年税額) 円	(イ) 徴収済額 円	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円				
			123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)																	6	9	××・8・31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社都合
			生年月日	昭和 平成 50年1月1日										140,000	35,600	104,400	××・8・31	① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社都合	9月分まで納入(10月10日納期分) 3. 普通徴収(理由)	控除社会保険料額 円					
			個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																	給与の支払を受けなくなった後の住所	00県××市△△3-2-1	給与の支払を受けなくなった後の住所	00県××市△△3-2-1	給与の支払を受けなくなった後の住所

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
① 異動が ××年 12月 31日 までで、申出があったため (8月25日申出)	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
	9・20	104,400円	104,400円
② 異動が 年 1月 1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円	104,400円
異動者印	(鈴木)		

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	〒
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。
(ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
一括徴収税額

氏名	続柄	1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
住所		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)
電話		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)
		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)

新しい勤務先では	※市町村記入欄
月割額 円を	
月分から徴収し、納入します。	
新規の場合は、いずれかを○で囲ってください。	
納入書 要・不要	

御注意
4 1 2 3
黒のボールペン又はブルーボールペン(黒)で記載してください。
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 「転勤、再就職等」により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
3 「ただし、給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
1月1日現在の住所(課税地)の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
1月1日現在の住所(課税地)の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
1月1日現在の住所(課税地)の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。
1月1日現在の住所(課税地)の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (退職して普通徴収へ切替の場合の記載例)

御注意

4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することができます。
 3 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で記載せず、新勤務先へ送付願います。

◎異動があった場合は、速やかに提出してください

松崎 町長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒012-3456 00県××市△△1-2-3									
××年○○月△△日提出			フリガナ	カフシキガイシャ マルバツショウジ									
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事									
			代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎									
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
給与所得者			(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日							
受給者番号(整理番号)	フリガナ	ススキ イチロウ	円	6 月から 9 月から	8 月まで 5 月まで	××・8・31							
123456	氏 名	鈴木 一郎 (旧姓)	140,000	35,600	104,400								
生年月日	昭和・平成 50年1月1日												
個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2												
1月1日現在の住所	00県××市△△3-2-1												
給与の支払を受けなくなった後の住所													

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者指定番号		1234	
		宛名番号		1	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
① 退職		1. 特別徴収継続		円	
② 転勤		2. 一括徴収 (1月以降は必須)		1,200,000	
③ 普通徴収理由		月分で納入 (月 日納期分)		控除社会保険料額	
		60,000		円	
④ 会社解散		理由		異動の事由のとおり	
⑤ 住所誤報					
⑥ その他 (特別徴収不可)					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、速やかに提出してください。

一括徴収の理由	徴収予定月	徴収額
1. 異動が ××年12月31日 までで、申出があったため (×月 日申出)	・	・
2. 異動が ××年1月1日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	・
異動者印	・	・

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 普通徴収税額

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名		月割額 円を			
フリガナ	電話		月分から徴収し、納入します。			
氏名又は名称	(内線)		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
代表者の職氏名印				納入書 要 ・ 不要		

【提出先】 〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内301番地の1 松崎町役場窓口税務課課税係

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (特別徴収記載例)

(転勤等により特別徴収継続の場合の記載例)

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄		特別徴収義務者 指定番号		1234	
宛名番号		1		※市町村ごとに異なります	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係	人事課人事労務係		
		氏名	特徴 花子		
		電話	000-000-0000 (内線 123)		
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤		① 特別徴収継続 ② 一括徴収 (1月以降は必須)		1,200,000	
		月分で納入		控除社会保険料額	
				60,000	

松崎 町長 殿		(特別徴収義務者) 給与支払者		住所(居所)又は所在地	〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	
××年〇〇月△△日提出				フリガナ	カフシキガイシャ マルバツショウジ	
				氏名又は名称	株式会社 ○×商事	
				代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 太郎	
				個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
給与所得者		(ア)		(イ)	(ウ)	
受給者番号(整理番号)	フリガナ	ススキ イチロウ		特別徴収税額(年税額)	徴収済額 未徴収税額(ア)-(イ)	
123456	氏名	鈴木 一郎 (旧姓)		円	6 月から 9 月から 8 月まで 5 月まで	
生年月日	昭和・平成		50 年 1 月 1 日	140,000	円 円	
個人番号				35,600	104,400	
1月1日現在の住所	〇〇県××市△△3-2-1			異動年月日 ××・8・31		
給与の支払を受なくなった後の				8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。		

◎給与の支払を受なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。		徴収予定	
徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)	
.	円	円	
以後で、特別徴収の継続の希望がないため	円	円	
異動者印	円	円	

相続人の氏名等		※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
氏名	続柄	1 (普B)	他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
住所		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)
		給与の支払が不定期(例:毎月の支払が毎月でない)	
		※市町村記入欄	

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)	6543	課・係	庶務課社員係	新しい勤務先では	月割額 11,600 円を
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	氏名	特徴 進	9 月分から徴収し、納入します。	※市町村記入欄
フリガナ	マルバツフドンサン カフシキガイシャ	電話	111-111-1111 (内線 222)	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
氏名又は名称	○×不動産 カフシキガイシャ	納入書 (要) ・ 不要			
代表者の職氏名印	代表取締役 特徴 次郎				

【提出先】 〒410-3696 静岡県賀茂郡松崎町宮内301番地の1 松崎町役場窓口税務課課税係

御注意
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、1月1日現在の住所(課税地)の市町村長に送付していただきます。
3 転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先では本人から番号の提供を受け記載してください。
2 黒のボールペン又はペンで記載してください。
1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。